

「ワーク・ライフ・バランス支援体制」の整備について (案)

1. 設置目的

国民の代表としての責務を果たすために、育児、介護、不妊治療等、議員それぞれに応じた多様なライフスタイルを選択・実現できるよう、当該体制の利用を申し出た議員（以下、「相談者」という）の議員活動をサポートすることを目的とする。また、必要に応じて院に対する働きかけ等、フォローアップを行う。

2. 相談体制

蓮舫議員（党代表代行）
森ゆうこ議員（会派幹事長）、事務局

3. 実態把握

相談者から要望のヒアリングを行い、その内容を踏まえ、院、関係府省庁から現状、仕組み、支援等に関する説明を聴取し、対応の可否を検討する。その結果について、議員会長、国対委員長へ報告し、議員会長は必要があれば党代表へ報告する。なお、匿名性に充分配慮することとする。

4. 運用

運用にあたっては、相談者の申し出が基本であることから、相談者の意向をまず確認・把握したうえで、以下に分類し、それぞれ必要な対応を行うこととする。

- ① 直ぐに対応できるもの
- ② 院内協議で対応できるもの
- ③ 法改正等が必要なもの

なお、本体制整備後、必要に応じて体制の見直し、改善等を行う。